

青森県報

第千九十九号

令和八年
八月三日
(月曜日)

目 次

告 示

○救急病院の設置.....(医療業務課).....一

○漁船保険付保義務の発生.....(下北農林水産事務所).....一

○証紙売りさばきの廃止.....(水産事務所).....一

正 誤

○令和五年七月二十六日定例選挙管理委員会中.....(選挙管理委員会).....二

告 示

青森県告示第四百三十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年八月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称

所 在 地

認定の有効期限

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター

弘前市大字扇町一丁目二の一

令和十一年八月四日

青森県告示第四百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年八月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名 称
むつ市大字関根字前浜二七	山 本 光 康 関根浜
むつ市大字関根字北関根三一二の一三八	駄 賃 場 康 弘
むつ市大字関根字北関根九〇の一	山 崎 秀 起

青森県告示第四百三十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年七月十五日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年八月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

八戸市十三日町一
ピーチ保険サービス株式会社
売りさばき場所
八戸市十三日町一

選挙管理委員会事務局

令和 第六 四一 号	青森県選 挙管理委 員会告示	区 分 番 号	発行年 月日 番 号
二	下	表 中	ペー ジ
北 山 博 康	誤	北 山 弘 康	正

正
誤

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭